

協議項目の協議

分類 1 1 施設受入基準

1 可燃ごみ

調整内容	可燃ごみの受入施設及び受入基準を定めるもの。
調整方針	受入施設は弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場とし、受入基準は現行の受入基準を引き継ぐ。

令和 年 月 日 (決定 ・ 継続協議)

2 不燃ごみ

調整内容	不燃ごみの受入施設及び受入基準を定めるもの。
調整方針	受入施設は弘前地区環境整備センターとし、受入基準は現行の受入基準を引き継ぐ。 なお、水銀使用廃製品については、水銀汚染防止法に基づき、より一層の飛散・流出防止策を検討する。

令和 年 月 日 (決定 ・ 継続協議)

3 大型（粗大）ごみ

調整内容	大型（粗大）ごみの受入施設及び受入基準を定めるもの。
調整方針	受入施設は弘前地区環境整備センターとし、受入基準は現行の受入基準を引き継ぐ。 なお、廃置については、広域化による搬入量の増加を踏まえた基準を検討する。

令和 年 月 日 (決定 ・ 継続協議)

4 資源ごみ

(かん)

調整内容	資源ごみ（かん）の受入施設及び受入基準を定めるもの。
調整方針	受入施設は弘前地区環境整備センターとし、受入基準は現行の受入基準を引き継ぐ。

(びん)

調整内容	資源ごみ（びん）の受入施設及び受入基準を定めるもの。
調整方針	受入施設は弘前地区環境整備センターとし、受入基準は現行の受入基準を引き継ぐ。

(ペットボトル)

調整内容	資源ごみ（ペットボトル）の受入施設及び受入基準を定めるもの。
調整方針	受入施設は弘前地区環境整備センターとし、受入基準は現行の受入基準を引き継ぐ。

(プラスチック製容器包装)

調整内容	資源ごみ（プラスチック製容器包装）の受入施設及び受入基準を定めるもの。
調整方針	分別収集を行っている市町村は、現行どおり民間の中間処理施設へ直接搬入する。

(紙パック)

調整内容	資源ごみ（紙パック）の受入施設及び受入基準を定めるもの。
調整方針	受入施設は弘前地区環境整備センターとし、受入基準は現行の受入基準を引き継ぐ。

(ダンボール)

調整内容	資源ごみ（ダンボール）の受入施設及び受入基準を定めるもの。
調整方針	受入施設は弘前地区環境整備センターとし、受入基準は現行の受入基準を引き継ぐ。

(紙製容器包装)

調整内容	資源ごみ（紙製容器包装）の受入施設及び受入基準を定めるもの。
調整方針	受入施設は弘前地区環境整備センターとし、受入基準は現行の受入基準を引き継ぐ。 なお、分別収集を行っている市町村については、雑紙への区分変更を検討する。

(新聞・雑誌・雑紙)

調整内容	資源ごみ（新聞・雑誌・雑紙）の受入施設及び受入基準を定めるもの。
調整方針	分別収集を行っている市町村は、現行どおり民間の中間処理施設へ直接搬入する。

令和 年 月 日（ 決定 ・ 継続協議 ）